

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																
第 1 条 (略) (給料の額) 第 2 条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>区長</td><td>1, 2 4 5, 6 0 0 円</td></tr><tr><td>副区長</td><td>9 9 9, 9 0 0 円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>8 7 6, 4 0 0 円</td></tr><tr><td>常勤の監査委員</td><td>(略)</td></tr></table> 第 3 条・第 4 条 (略) (支給方法等) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額に、3 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 5、6 月に支給する場合においては、<u>中野区長、副区長及び教育長にあつては 1 0 0 分の 1 5 7、常勤の監査委員にあつては 1 0 0 分の 1 5 2、1 2 月に支給する場合においては、中野区長、副区長及び教育長にあつては 1 0 0 分の 1 6 1、常勤の監査委員にあつては 1 0 0 分の 1 5 6 を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和 5 0 年中野区規則第 3 9 号)第 3 条の支給割合を乗じて得た額とする。</u> 3・4 (略) 附 則 1～2 0 (略) 2 1 <u>平成 2 8 年 3 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 2 5」とあるのは、中野区長及び副区長にあつては「1 0 0 分の 3 8. 6 2」と、教育長にあつては「1 0 0 分の 7 3. 9 4」とする。この場合において、平成 2 7 年 4 月から平成 2 8 年 2 月までの間の中野区長、副区長又は教育長としての在職月数が 1 1 月に満たないときは、それぞれ当該割合を乗じて得た額から、同項に規定する合計額に当該満たない月数に 1 0 0 分の 0. 4 3 6 を乗じて得た額を減じて算定するものとする。</u> 別表 (略) 附 則 <u>この条例は、平成 2 8 年 3 月 1 日から施行する。</u>	区長	1, 2 4 5, 6 0 0 円	副区長	9 9 9, 9 0 0 円	教育長	8 7 6, 4 0 0 円	常勤の監査委員	(略)	第 1 条 (略) (給料の額) 第 2 条 中野区長等の給料の月額(以下「給料月額」という。)は、次の表のとおりとする。 <table><tr><td>区長</td><td>1, 2 4 1, 3 0 0 円</td></tr><tr><td>副区長</td><td>9 9 6, 5 0 0 円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>8 4 4, 4 0 0 円</td></tr><tr><td>常勤の監査委員</td><td>(略)</td></tr></table> 第 3 条・第 4 条 (略) (支給方法等) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額に、3 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 5、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 5 2、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 5 6 を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和 5 0 年中野区規則第 3 9 号)第 3 条の支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略) 附 則 1～2 0 (略) 別表 (略)	区長	1, 2 4 1, 3 0 0 円	副区長	9 9 6, 5 0 0 円	教育長	8 4 4, 4 0 0 円	常勤の監査委員	(略)
区長	1, 2 4 5, 6 0 0 円																
副区長	9 9 9, 9 0 0 円																
教育長	8 7 6, 4 0 0 円																
常勤の監査委員	(略)																
区長	1, 2 4 1, 3 0 0 円																
副区長	9 9 6, 5 0 0 円																
教育長	8 4 4, 4 0 0 円																
常勤の監査委員	(略)																

(参 考)

第2条関係

	区長	副区長	教育長
現 行	1,241,300	996,500	844,400
改正案	1,245,600	999,900	876,400
差	4,300	3,400	32,000

第5条関係

	3 月	6 月	1 2 月	年間
現 行	25/100	152/100	156/100	333/100
改正案	25/100	157/100	161/100	343/100
差	0	5/100	5/100	10/100